

（日本産業規格 A 4）

年 月 日

証券取引等監視委員会 あて

住所又は所在地

電話番号

（ふりがな）

氏名又は名称

個人であるときは、生年月日

課徴金の減額に係る報告書

金融商品取引法第185条の7第14項の規定による報告を下記のとおり行います。

記

- 1 違反の類型
- 2 違反の概要
- 3 その他参考となるべき事項

（記載上の注意）

○ 一般的事項

- (1) 報告書の提出者本人の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載すること。
- (2) 法人の場合には、法人の商号又は名称、本店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。この場合においては、併せて担当責任者の氏名、役職名、連絡場所及び電話番号を記載すること。
- (3) 代理人が提出する場合には、上記(1)及び(2)に加えて、代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載すること。この場合においては、併せて委任状を添付すること。
- (4) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

1 違反の類型

- (1) 「発行開示書類等の虚偽記載等」、「継続開示書類等の虚偽記載等」、「大量保有・変更報告書の不提出」、「特定関与行為」、「特定証券等情報の虚偽等」、「発行者等情報の虚偽等」、「自己株式取得の内部者取引」等、報告に係る違反の類型を具体的に記載すること。
- (2) 複数ある場合にはそのすべてを記載すること。

2 違反の概要

(1) 報告に係る違反の概要を具体的に記載すること。

(2) 例えば、

イ 当該違反が発行開示書類等又は継続開示書類等の虚偽記載等である場合は、当該虚偽記載等に係る発行開示書類等又は継続開示書類等を特定するに足りる事項、当該虚偽記載等の内容

ロ 当該違反が大量保有・変更報告書の不提出である場合は、提出すべき大量保有・変更報告書の提出事由及び当該提出事由が生じた時期、当該大量保有・変更報告書の提出期限

ハ 当該違反が特定証券等情報又は発行者等情報の虚偽等である場合は、当該虚偽等に係る特定証券等情報又は発行者等情報を特定するに足りる事項、当該虚偽等の内容

ニ 当該違反が特定関与行為である場合は、当該特定関与行為の内容、当該特定関与行為に係る虚偽開示書類等を特定するに足りる事項、当該特定関与行為に係る虚偽記載等又は虚偽等の内容

ホ 当該違反が自己株式取得の内部者取引である場合は、当該取引の方法、数量、価格及び時期、違反に係る業務等に関する重要事実の内容、公表がされた時期

等が分かるように、具体的に記載すること。